

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【公表番号】特表2002-541085(P2002-541085A)

【公表日】平成14年12月3日(2002.12.3)

【出願番号】特願2000-609033(P2000-609033)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	31/65	(2006.01)
A 6 1 K	31/7052	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/70
A 6 1 K	31/65
A 6 1 K	31/7052
A 6 1 P	1/02
A 6 1 P	31/02

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月13日(2007.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】組み込まれた1つまたはそれ以上の薬物を有してなるコポリマービークルを含有してなる、組み込まれた1つまたはそれ以上の薬物の管内治療部位への局所送達および持続放出に適した歯内治療用纖維。

【請求項2】薬物が、抗生物質、抗炎症剤、抗菌剤、免疫性薬剤、および免疫調節剤ならびにそれらの組み合わせからなる群より選択されてなる、請求項1記載の歯内治療用纖維。

【請求項3】薬物が、クリンダマイシン、テトラサイクリンおよびそれらの組み合せからなる群より選択された抗生物質である、請求項2記載の歯内治療用纖維。

【請求項4】該纖維が約0.1mm～約2.0mmの直径を有するエチレンビニルアセテートコポリマーであり、抗生物質が10mmの纖維当たり約2.0mg～約5.0mgの用量で組み込まれたクリンダマイシンである、請求項1記載の歯内治療用纖維。

【請求項5】薬物が、抗生物質および抗炎症剤の組み合わせを含有してなる、請求項2記載の歯内治療用纖維。

【請求項6】組み込まれた1つまたはそれ以上の薬物を有してなるコポリマービークルを含有してなる、組み込まれた薬物の管内治療部位への送達および持続放出に適した改変された歯周用纖維であって、コポリマーがその表面粘着性が減少し、その硬性が増大するように処理されてなる、改変された歯周用纖維。

【請求項7】(a)組み込まれた1つまたはそれ以上の薬物を有してなる、管内使用に適した歯内治療用纖維を得る工程；

(b)該纖維が治療部位に直接接触するよう根管に(a)の纖維を配置する工程；および

(c)治療部位で纖維を維持する工程、

を含み、それにより、薬物が制御された速度で治療部位に送達される、管内治療部位への薬物の局所送達および持続放出のための治療剤の製造における歯内治療用纖維の使用。

【請求項 8】 (a) 組み込まれた1つまたはそれ以上の抗生物質を有してなる、管内使用に適した歯内治療用纖維を得る工程；

(b) 繊維が治療部位と直接接触するように根管に(a)の纖維を挿入する工程；および  
(c) 治療部位で纖維を維持する工程

を含み、それにより抗生物質が治療部位に送達される、歯内細菌感染の治療のための治療剤の製造における歯内治療用纖維の使用。

【請求項 9】 (a) 組み込まれた1つまたはそれ以上の薬物を有してなる、管内使用に適した歯内治療用纖維を得る工程；

(b) 繊維が治療部位と直接接触するように、挫滅組織切除され、洗浄された根管に(a)の纖維を挿入する工程；および

(c) 治療部位で纖維を維持する工程、

を含み、それにより薬物が制御された速度で治療部位に投与される、歯内治療を受ける根管の消毒のための治療剤の製造における歯内治療用纖維の使用。

【請求項 10】 (a) 組み込まれた抗炎症剤を有する、管内使用に適した歯内治療用纖維を得る工程；

(b) 繊維が炎症組織と直接接触するように、挫滅組織切除され、洗浄された根管に纖維を配置する工程；および

(c) 治療部位で歯内治療用纖維を維持する工程、

を含み、それにより抗炎症剤が炎症部位に送達される、歯内治療を受ける歯の歯根尖周囲組織において炎症を減少させるための治療剤の製造における歯内治療用纖維の使用。

【請求項 11】 歯内治療用纖維が、改変された歯周用纖維および管内用纖維からなる群より選択される、請求項7～10いずれか記載の使用。

【請求項 12】 歯内障害の治療用薬物の製造のための歯内治療用纖維の使用。

【請求項 13】 歯内治療用纖維が改変された歯周用纖維である、請求項12記載の使用。

【請求項 14】 歯内治療用纖維が管内用纖維である、請求項12記載の使用。

【請求項 15】 歯周障害の治療用薬物の製造のための管内用纖維の使用。